

緊急事態宣言の延長に伴う立命館大学のBCPの活動レベル3の活動について

スポーツ強化オフィス

2021年1月13日に関西では大阪府、京都府、兵庫県に発令された緊急事態宣言が、3月7日まで対象期間を延長されることが決定しました。課外自主活動に関しましては、スポーツ強化オフィスとの確認がなされた「1月18日以降の活動（一部制限あり）」を継続可能とすることと致します。

ただし繰り返しとなりますが、日常生活も含めて、要請される適切な感染防止・感染拡大防止策のすべてに対して全員が徹底できることおよび濃厚接触の状態が発生しない活動形態が取れることを対面活動の最低条件としています。一律に活動の継続が認められている訳ではありませんので、十分ご注意ください。

部員全員で確認をして許可を得た1月18日以降の活動方針文書をあらためて確認し、日常生活も含めて積極的に活動時の感染リスクを下げるための取り組みを励行してください。

今後の状況によっては、立命館大学の行動指針（BCP）の活動レベルを変更することもありますので、大学からの最新情報（Ath-Rits、Manaba+Rなど）を常に確認するようにしてください。不明な点は、スポーツ強化オフィスのクラブ担当者にお問い合わせください。

以下、前述の通り緊急事態宣言の延長により2月8日以降の活動基準の変更はありませんが、あらためて確認してください。また、今回の延長により、来シーズンの活動への影響（春季リーグに向けた準備、次年度入学予定者の対応など）を懸念する団体に関しましては、クラブ担当者までご相談ください。

その他、オフ期間中などの理由から、1月18日以降の活動方針文書を提出していない団体に関しては、再開予定日の一週間前までを目安に提出をお願いします。（既に提出済みの団体は、対応不要です）

↓以下再掲

1. 活動内容について

（1）継続を許可することがある活動

- ・通常練習 ※ただし、濃厚接触にあたる活動は原則不可
- ・公式戦
- ・公式戦に準じると認められる活動（大規模な記録会、国体等）

（2）原則中止・延期となる活動

- ・合宿遠征
- ・練習試合
- ・高校生の受け入れ

(3) その他

トレーニングルーム：現行通り、トレーナーがいる時間帯のみ利用可能とする

2. 「濃厚接触者」を発生させない活動方針文書の作成について

現在の活動内容は、昨年の自粛期間から活動を再開した際に確認した方針文書に基づいていると思いますが、今回の緊急メッセージ（第5報）の方針に記載の通り、今後の活動は「濃厚接触者」を発生させない練習内容の検討が必要となります。改めて、クラブ内で検討を行い方針文書の作成・提出を行ってください。

あわせて、コンタクトスポーツである以下5クラブおよび必要と判断した部については、面談も実施します。

(アメリカンフットボール部、ラグビー部、柔道部、レスリング部、相撲部)

(1) 様式等

添付の様式に記入の上、スポーツ強化オフィスへ提出をしてください。

(2) 提出先

bkcsport@st.ritsumei.ac.jp

(3) 提出期限

定期試験、期末レポートの期間は特に学業に取り組む時間の確保が重要です。活動を休止する場合は活動再開に間に合うように提出してください。

(4) 面談

各クラブ担当者*から別途ご連絡します。

*別紙参照

3. 体調管理について

この間、ONE TAP SPORTS(ワンタップスポーツ)による体調管理が徹底できていない部が散見されます。今後、毎週のチェックの際に管理洩れがひどい場合は一定期間、活動を停止しますので、必ず全員が入力するよう徹底してください。

以上